

【法改正のお知らせ】

平成 29 年 7 月 27 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 29 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 29 年 10 月 15 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P69 肢イ 2 行目最後	省略することはできない。	省略することはできない（ただし、重要事項の説明については、相手が宅建業者であれば省略可能である 宅建業法 35 条 6 項）。

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P77 Point 内 1 行目	肢 1	ア
P77 Point 内 3 行目	肢 2	イ
P97 肢 4 上 1 行目	記載事項は、①生年月日	記載事項は、 氏名、従業者証明書の番号の他、①生年月日
P123 肢 2	正しい。	誤りで正解。
P423 肢 3 上 4 行目	知事の許可(4haを超える場合には、農林水産大臣の許可)	知事等の許可（ 農林水産大臣の指定する市町村（指定市町村）の区域内にあっては、指定市町村の長 ）
P431 肢 3 上 4～5 行目	都道府県知事との協議（ <u>4 ヘクタールを超える農地の場合、農林水産大臣との協議</u> ）が成立	都道府県知事等との協議が成立